

第 12 日目（6 月 15 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 21 名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、清塚武敏君から家事都合のため欠席、病院事業管理者から公務のため欠席、福祉保健部長より家事都合のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、第 48 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 48 号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、平成 30 年 4 月 1 日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことから、これに従い条例の一部改正を行うものであります。

この基準省令において、事業者は、事業の単位ごとに放課後児童支援員を 2 名以上置くこととされており、この支援員は、教師や社会福祉士、保育士などの基礎資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定しております。現在、高等学校を卒業していない者については、この支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、支援員にはなれません。

今回の省令改正では、高校を卒業していない者にも基礎資格が拡大されたことから、条例についても同様の改正を行いたいものであります。

また、省令に定められた教員資格を有する者について、これまでは教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いが明確となっておりませんでした。今回の省令改正により、有効な教員免許を有している者に限定する取り扱いとなったため、あわせて同様の条例改正を行いたいものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。現行、第 10 条第 3 項第 4 号、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、「教職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」に改め、第 10 条第 3 項に第 10 号を新たに加え、「5 年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」としたいものであります。

1 ページに戻っていただき、最下段、附則として、この条例は公布の日から施行するとしていたものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 48 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 49 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長 それでは第 49 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令——平成 30 年政令第 56 号が、平成 30 年 3 月 22 日に公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することを受けての条例改正です。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案の 3 ページをごらんください。改正内容についてご説明申し上げます。

第 3 条は、保険料率を段階ごとに定めた規定で、第 6 号の改正は、市民税が課税されている者で、譲渡所得の特別控除の適用がある場合、地方税法に規定している合計所得金額から特別控除を控除して得た額と規定されております。この規定に関し、該当条文として引用している介護保険法施行令第 38 条第 4 項が改正により削られ、同項と同じ内容を定める規定が第 22 条の 2 第 2 項として新設されたため、引用箇所について整備するものです。

議案書の 1 ページに戻っていただき、下の行、附則であります。本条例の施行期日を平成 30 年 8 月 1 日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 49 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 50 号議案 南魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 50 号議案 南魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

本議案は、この条例の中で引用しております、学校教育法の一部が改正され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることにより一部改正を行いたいものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表 3 ページをごらんください。第 4 条第 2 号で引用しております学校教育法が、同法の専門職大学等に係る改正があったため項ずれとなりました。表の右側、現行の第 104 条 4 項 2 号から左側の第 104 条 7 項 2 号に引用を改めるものでございます。内容といたしましては、大学または大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設への研修履修を認めるということで変更はございません。

戻っていただきまして、1 ページ中ほどから下、附則でございます。施行期日は学校教育法の改正施行に合わせ、平成 31 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 50 号議案 南魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 55 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 55 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。

このたび、人権擁護委員として 2 期 6 年間にわたりご尽力をいただきました齋藤ユキエさんが、平成 30 年 9 月 30 日付で任期満了となり退任をされます。齋藤さんの後任として勝又由美子さんを、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

勝又さんは、長い看護師経験を有し、現在は特別養護老人ホームで看護師としてご活躍され現在に至っており、人格、識見ともに優れた方であります。

なお、任期は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 55 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、勝又由美子氏、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 55 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 5、第 56 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 56 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の阿部正廣さんは、平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

阿部さんは、2 期 6 年間、人権擁護委員としてご活躍され、平成 29 年 4 月から事務局長も

担っていただき、人格、識見ともに優れた方であります。

なお、任期は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年間となっております。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 56 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、阿部正廣氏、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 56 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 6、第 57 号議案 工事請負契約の締結について（都計道第 1 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 1））を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 57 号議案についてご説明を申し上げます。本議案は、平成 30 年 6 月 12 日入札を実施し仮契約を締結したものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に規定する、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負契約であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により契約締結の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをごらんください。1、契約の名称は、都計道第 1 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 1）であり、次に説明いたします第 58 号議案とともに、平成 30 年度当初予算で継続費の設定をいただきました樋渡東西線道路改良事業となっております。2、契約の方法は、制限つき一般競争入札、3、契約金額は、5 億 2,812 万円、4、契約の相手方は、元店・割田特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3 ページからは議案資料となります。3 ページから 6 ページが建設工事請負仮契約書の写しで、3 ページ、3、工期等の工事期間は、平成 33 年 3 月 31 日までであり、めくっていただきまして 4 ページ中ほど、仮契約の締結は、平成 30 年 6 月 12 日で、議会の同意議決により本契約となるものでございます。5 ページが特約条項、めくっていただきまして、6 ページが解体工事に係る費用等の別紙、7 ページが入札調書となっております。

入札におきましては、発注標準及び業者選定基準を参考に、指名審査委員会で決定した建設業法に定める土木一式工事の特定建設業の許可を受け、平成 30・31 年度の南魚沼市入札参加資格による、土木一式工事の等級が A 級の者を代表者とし、土木一式工事 A 級、あるいは B 級のもので構成される特定共同企業体を参加要件として公告したものでございます。

記載のとおり、特定共同企業体 3 者からの入札参加があり、税抜き価格 4 億 8,900 万円で落札となりました。予定価格及び制限価格は右下に記載のとおりで、落札率は 97%となっております。

8 ページが工事概要でございます。2、工事場所は、市内の塩沢地内、3、工事概要は、施行延長 75 メートル、土工 6,340 立方メートル、U 型擁壁工 75 メートル、鋼矢板工 478 枚、切梁・腹起し工、仮囲い設置・撤去、それぞれ一式となっております。

9 ページが、計画平面図で、赤く塗った範囲が工事場所となっております。JR 上越線から東側、国道 17 号方面への工事となっております。

めくっていただきまして、10 ページが標準断面図でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この入札に当たりまして、たまたまインターネットを見たわけでありまして。公告を見たわけではありますけれども、直前だったと思いますけれども、入札が延期されています。そして、議運の日には、午前中に入札という形で、まだ仮契約書もできていないというような説明がありました。大きな工事でありますので、それなりに計画を立てて事務方と進めてきていると思うのですが、なぜこういった形になったのか、その理由をひとつお聞きしたい。積算の誤りがあったのか、あるいは数値の誤りがあったのか、単価あるいは経費率が要するに誤ったのか、その辺をひとつお聞きしたいと思っております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 延期になったというよりも、一度入札を行ったのですが、落札に至らず中止となりました。その原因につきましては、入札をしていただいたのですが、全て価格が大きくなったということで、落札に至らなかったのですけれども、それを私ども内部のほうで調査いたしましたところ、設計のほうで一部誤りを発見いたしました。それで改めてもう一度出し直したということでございます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 回入札を執行したということですね。執行した直後の、どうも入札が延期という形で出たもので、何か執行前に不都合があったのかなというふうに私は思ったのですね。ところが、今聞いてみると、やったけれども不落札、要するにオーバーしたということで、今、説明を受けました。そうしたら、数値を自分たちが間違っていたと。ちょっと考えられないことですが、数値というのは個数とかメートル数とか、そういう感じなのか、単

価なのか、その辺をひとつ。もう何年かにわたってやっている仕事ですので、そういう点は誤りがあるてはならない。また、こういう事例について、今までこの仕事に関してそういうことはなかったと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今回の工事につきましては、多額の仮設工事があります。その仮設工事において、積算の誤りが見つかったための入札の中止というような経緯になりました。多額の公金を使つての事業ですので、注意を払つての工事の設計・積算をしているわけですが、このような事態になりましたので、さらなる注意を払つて事業を執行していきたいと思つております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 どういった言い方をすればいいか——自分たちが予定価格まで決めて、そして最低制限価格まで決めて、そして入札に付して、今度はなぜ落札にならなかつたかという検討した結果、違いがあつたということは、じゃあ積算の段階は何だつたところという話になってしまうわけですね。メートル数が違つたのか、鋼板の寸法が違つたわけではないわけでありつたので。

私は単価の問題で間違つたと思つたのですね。要するに俗に言う、JR単価とか、あるいは公共単価とかという、そういう問題だと私は思つたのです。そうでなくて、仮設の数が違つたということであると、重複チェック等がされているかどうかという話になってしまうので、さらなる精進が必要かというふうに感じましたが、所見を伺つておきます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 仮設の数ということではなくて、仮設の積算する上でのちょっと誤りがあつたということです。その結果、工事価格がちょっと誤つてきたということになっております。設計の数とかではなくて、積算上、単価を積み上げる段階でのちょっと間違いがあつたということになります。以上です。

〔3回しかできませんので、終わります〕と叫ぶ者あり

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第57号議案 工事請負契約の締結について（都計道第1号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その1））は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 58 号議案 工事請負契約の締結について（都計道第 2 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 2））を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 58 号議案についてご説明を申し上げます。本議案も、前議案同様に平成 30 年 6 月 12 日に入札を実施し仮契約を締結した、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負契約であり、契約締結の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをごらんください。1、契約の名称は、都計道第 2 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 2）でございます。2、契約の方法は、制限つき一般競争入札、3、契約金額は、7 億 2,900 万円、4、契約の相手方は、カネカ・高橋・町田特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3 ページからは議案資料となります。3 ページから 6 ページが建設工事請負仮契約書の写しでございます。3 ページ、3、工期等の工事期間は、平成 33 年 3 月 31 日まで、めくっていただきまして、4 ページ中ほど、仮契約の締結は平成 30 年 6 月 12 日で、いずれも前議案と同じとなっております。

5 ページが特約条項、6 ページが解体工事に係る費用等の別紙、7 ページが入札調書でございます。入札におきましては、前議案と同様に、土木一式工事の等級が A 級の者を代表者とし、土木一式工事 A 級、あるいは B 級のもので構成される特定共同企業体を参加要件として公告いたしました。

記載のとおり、特定共同企業体 3 者からの入札参加があり、税抜き価格 6 億 7,500 万円で落札となりました。予定価格及び制限価格は右下に記載のとおりで、落札率は 98.4%でございます。

めくっていただきまして、8 ページが工事概要でございます。2、工事場所は、市内片田地内、3、工事概要は、施行延長 151.9 メートル、土工 1 万 3,610 立方メートル、U 型擁壁工 135 メートル、鋼矢板工 790 枚、切梁・腹起し工、仮囲い設置・撤去、それぞれ一式となっております。

9 ページが計画平面図で、赤く塗った範囲が工事場所で、J R 上越線から西側への工事となっております。めくっていただきまして、10 ページが標準断面図でございます。

以上で、第 58 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この件も多分、同じく入札延期だったと思いますが、それについて先ほど 3 回しか聞かれませんでしたので、今回あわせてちょっと聞いてみたいのですけれども。入札が終

わって入札が成立しなかったということであると、その1回の当初の入札についての結果の報告があってほしい。あるいは、そこが無理ならば、積算後の税抜き予定価格を示していただけですか。どの程度の間違いだったかということが判明するかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 副市長。

○副市長 今、お話の部分のものは、ちょっと手元にないので何とも言えないのですが、ただ、いわゆる議決案件につきましては、議決をしていただくというのは1億5,000万円以上の工事について発注しようとするときに議決をいただくわけですから、それ以前に何回かあったとしても、それを議決の要件としてするというのは、私はちょっと、要は提出しなければならないということにはならないのではないかと考えますが。

いかんせん、幾つかあって、例えば今1回でしたけれども、仮に不調が3回、4回続くこともあるわけですね、考え方として。そのときに私どもが、議会に同意議決を求めるというのは、一番最後といいますか、この工事でやるということで同意を求めわけでありますので、何回か重なったとして、その前のものを全部議決に添付するというのは、私はいかがかなというふうに今、感じます。

それから、中止した分についてはちょっと調べてみて、公表ができるのであれば、当然ここでお話ができると思います。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 大幅な開きがあったり、そこで判断があると思うのですけれども、メンバーを入れかえるとかという方法もあるわけであります。そうした中で同じメンバーで多分やったと思うのですけれども、そのときにメンバーでやる前に、自分たちが違ったのかなというふうに思ったこと自体がちょっと不自然だなと、さっきの質疑を聞いていて私は思ったのですね。思いませんか、私は思います。

そして、その誤りの額がどの程度だったかということが、我々がわからないわけでありませぬ。そして業者さんがあらかじめ単価抜きの数値を見たときに、これはおかしいのではないですかということになると、本当は数字的にはその前に修正がされて、執行をする前に延期をしなければならないことだと思うのですね、指摘を受ければ。数に間違いがあるということになれば。そういうことですので、どの程度の間違いだったかなぐらいのことは、ここで示していただけますかという話です。以上です。

○議 長 副市長。

○副市長 そこについては、私もそこまでするのがいいのかわかりませんが、ちょっと留保させてもらいますが。相手方につきましては、一からですから、当然組み直していただくということです。ただ、組み直したのがたまたま一緒ということでありますので、要は不調だったわけですね。一応不調だったので、1回それは不調ですということにして、また同じ形で皆さんもう一回組んでくださいという要請をして組んでいただいて、これが出てきたということでありますので、偶然皆さん同じ方と組んだということでありますから、

そこがいいとか悪いとか言えませんし、その結果がこうだということでもあります。

それから数とかではなくて、今、話を聞くと、要は積算の間違いですので、間違いがないとは言えませんし、特に今は私たちが若いときと違って、非常に物価版とか積算基準とかというのが、私どもが持っているものと業者さんが持っているものが、ほとんど近いわけですね。ですので、今回の案件もたまたまうちのほうで積算したのと向こう様がやったのが違って、じゃあもう一回見ようということになったわけですから、そこに何ら私は問題は感じませんが、その部分だけ申し述べておきたいと思います。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 不調の原因が、入札して積算をし直し、要するに業者さんにもう一回やりますので、しっかり積算してくださいということで、同じ案件で、同じ予定価格でやったという説明に今、聞こえたのですけれども。そうでなくて、予定価格を変更しているだろうから、どの程度の間違いがあったのですかという話をしているのです。ここでできなければ後でいいですよ、もう最大限譲りまして。本当は答えられる。今、誤りを認めているのですから……（「はい」と叫ぶ者あり）ね、だから、予定価格を下げることによって、そしてまた入札価格もそれ相応に下がったという話を私は知りたかったということ。

○議 長 副市長。

○副市長 さっき私が申し上げたのは、業者の皆さんが組むのが一からだという意味でありまして、同じものという意味でありまして、予定価格が同じだという意味ではありません。わかりませんか……〔何事か叫ぶ者あり〕

要はこの方々が組んで第1回をやったわけですね。で、不調になりましたね。それはそれで不調ですから、そこで終わりです。で、もう一回皆さんJVを組んでくださいと。そのときはもう積算をしたのがあるわけですから、今度はそれに基づいてもう一回予定価格を書いているということで、前と同じということではありませんので、それはご理解をいただきたいと思います。

それから、差額につきましては540万円ほどでありますので、とても、その結果がそうであったということでもありますので、ここでお伝えをしておきます。以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野晶君 樋渡東西線は総額幾らなのかと、あとそれと最近直近でやったのは塩沢小学校のアンダーと、あとは関の353、これは県の事業ですけれども。そこが幾らかかったのか、ちょっとお知らせいただきたいのですよね。要は総額これが幾ら、あとほかの2本が幾ら、アンダー、県のかかったのか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今回の樋渡東西線につきましては、設計調査を含めまして総額で約42億円ということで予定しております。

それから、既に開通しております都市計画道路の来清東西線につきましては、ちょっと事業規模が違いますけれども、総額で41億9,000万円ということで把握をしております。

国道 353 の部分につきましては、県管理の施設になりますので、ちょっと数字的な部分は把握しておりません。以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 塩小 41 億円。ちょっと 353 は覚えていないのですけれども、37 億円と言ったか、27 億円と言われたか俺はすごい忘れたのですが、これは数字が勘違いしているかもしれないのでちょっと置いといてですけれども。一番最初、この樋渡は幾らでできるというふうに言っていたか覚えていますか。ちょっとその答弁をお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 当初は 26 億円、27 億円というような数字だったというふうにちょっと記憶しておりますが、ちょっと私は細かい部分まで承知してなくて申しわけないのですが、そんなふうに記憶しております。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 26 億円ぐらい、私はもうちょっと低かったというふうに記憶しております。そこは誤差があるのであれですけれども、26 億円のやつが 42 億円になったというのは、やはり市として考え方として悪いところが私はあると思うのですよね。42 億円といえばもう、変な話ほかにもいっぱい事業ができる数字なわけですし、塩小で 41 億円かかった。そんなにかからないというふうな話も私はあったように記憶しているのです。だから 26 億円とかで収まるのだよとか。そういう点で精査が悪いからこういうふうに、私も 42 億円というふうにみんな思いますし、それをしわ寄せがどこに行くかと言えば、やはり公共事業悪というふうにも見えてしまうわけですよね。

だから、ちゃんと公共事業の積算というか、幾らぐらいでできるかというのは、例えばさっきの 353 のやつだって、ちょっと県のやつだからわかりません。じゃあほかの県内のいろいろなところでやっているやつとか調べればいいではないかと思うのですよね。そうすることが市の、要はちゃんとした財政の見通しになっていくわけですし、そういう点ちゃんとやっているのかどうか。今、道路一本切りに当たって、ここの道路しか見ていない。その道路ができればいいやということだけしか見ていないように感じるのですけれども、そういう単純明快には、ちゃんとほかの道路とか幾らでできているのかとか調べているのかどうかについてちょっと聞いてみたいです。

○議 長 建設部長。

○建設部長 当然事業を始めるに当たっては、そういった部分、ほかの市町村の事業、JR のアンダー事業を参考にさせていただいて、事業を始めるわけですが、いかんせん、アンダー部分につきましては、JR に全てお願いしなければならないという部分もありまして、途中で事業費が変わってくるという事例も多々あるのかなというふうに認識しております。

当然、建設部としましては、ここの事業だけをやっているわけではございませんので、ほかの事業の部分にしわ寄せがいかないように何とか努めてまいっているわけですけれども、ここの事業の事業費が何せ多額になっておりますので、一日も早く事業を終わらせた中で、

全体の事業をまた見直していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 58 号議案 工事請負契約の締結について（都計道第 2 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 2））は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、発議第 3 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。発議第 3 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について、提出者として説明をさせていただきます。

皆様ご承知のように、昨年 7 月 7 日でありますけれども、国連会議におきまして、この禁止条約が 122 の地域・国で認められたわけでありまして、これは条約が認められたといっても、国連加盟国それぞれがまず署名をします。そしてさらに批准をするということですが、この条約が効力を持つということになってくるわけでありまして。

その中でもまず日本国は、世界で唯一の原子爆弾によって被害を受けた国でありますし、また、南魚沼市は、合併の直前でありましたかね、平成 17 年だと思っておりますけれども、非核平和宣言都市であります。この地方都市でありながらも非核平和を願う南魚沼市としても、こういう条約が行われたのであるならば、日本国として当然署名・批准をすべきであろうというふうに考えて、この意見書を提出したいものであります。

今現在でありますけれども、この条約について世界で署名が 56 の地域と国であります。また、批准をした国は 10 か国というふうになっております。日本国においては、いろいろな考え方がありということで、なかなか国連の会議等についても日本国は参加をしなかったという事情がありますけれども、被爆者国際署名を求めるといって皆さん方が全国に運動を進めております。その中でもこの南魚沼市がなぜこういう意見書を上げるのかということは、我が市が非核平和宣言都市であるからというふうに私は考えております。内容についてはお読みをいただいたかなというふうに思っておりますけれども、私のほうからの説明は以上であります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 核兵器廃絶を求める署名、意見書について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきますと思います。

これまでの核兵器廃絶を求める国際社会の動きは、核兵器の数を段階的に減らしていく、あるいは核不拡散の取り組みが中心でした。しかし、核兵器禁止条約は、核兵器を国際人道法に違反するものだとして初めて禁止をするという、原爆被害から72年という長い年月をかけてようやく世界がたどり着いた画期的な内容となっています。

この核兵器禁止条約採択後に行われた国連本部での被爆者サーロー節子さんによると、この日を待ち望んできました。これは核兵器の終わりの始まりです。これまで核兵器は道徳に反するものでしたが、今や法律に反するものになったのです。このスピーチに会場は総立ちとなり、大きな拍手が送られたことは記憶に新しいところです。

南魚沼市の非核平和宣言においても、「真の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。しかし、この願いに反して、核兵器の保有、増強が続けられ、世界平和、人類の生存に深刻な脅威を与えている。我々は、世界で唯一の被爆国民として、二度と核兵器による惨禍と被爆の苦しみを繰り返さないため、非核・平和の声を国の内外に巻き起こさなければならない。ここに我々は、核兵器廃絶と非核三原則の遵守、平和運動の積極的な推進を行い、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、永遠にこれを継承する「非核・平和宣言都市」たることを宣言する」とうたっています。

この南魚沼市の非核平和宣言にもあるように、日本は唯一の被爆国として、核廃絶を国際世論に強く訴えることができる特別の存在であり、この意見書にもあるように、核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々との橋渡し役を務めることができる国でもあります。

国際社会における、日本の持つ崇高ともいえる役割を自覚し、核兵器廃絶の実現に向け、日本政府が核兵器禁止条約の署名・批准を行うことを求める立場から、この核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の採択に多くの議員の皆様のご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 日程第10、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦勞さまでした。

〔午前10時20分〕